

貸出金

貸出金科目別期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年3月期			令和7年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計(構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合計(構成比)
手形貸付	15,142	－	15,142(1.6)	12,985	－	12,985(1.3)
証書貸付	920,778	－	920,778(95.5)	941,762	－	941,762(95.7)
当座貸越	26,430	－	26,430(2.7)	28,848	－	28,848(2.9)
割引手形	1,438	－	1,438(0.2)	784	－	784(0.1)
合計	963,789	－	963,789(100.0)	984,381	－	984,381(100.0)

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年3月期			令和7年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計(構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合計(構成比)
手形貸付	14,335	－	14,335(1.5)	13,671	－	13,671(1.4)
証書貸付	918,008	－	918,008(95.7)	931,225	－	931,225(95.8)
当座貸越	25,907	－	25,907(2.7)	26,419	－	26,419(2.7)
割引手形	1,379	－	1,379(0.1)	1,182	－	1,182(0.1)
合計	959,631	－	959,631(100.0)	972,499	－	972,499(100.0)

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年3月期							
貸出金	201,400	130,474	110,093	91,684	416,518	13,617	963,789
うち変動金利		74,946	65,982	60,027	382,881	5,914	
うち固定金利		55,528	44,111	31,656	33,637	7,702	
令和7年3月期							
貸出金	207,987	135,528	118,071	83,907	423,723	15,163	984,381
うち変動金利		76,521	72,405	58,533	395,416	7,366	
うち固定金利		59,006	45,666	25,374	28,306	7,796	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

業 種	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製造業	40,058	4.2	37,477	3.8
農業、林業	1,083	0.1	977	0.1
漁業	116	0.0	108	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	165	0.0	142	0.0
建設業	32,377	3.4	32,333	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1,182	0.1	1,561	0.2
情報通信業	1,576	0.2	1,422	0.1
運輸業、郵便業	9,069	0.9	8,337	0.8
卸売業、小売業	49,623	5.1	47,555	4.8
金融業、保険業	10,626	1.1	18,865	1.9
不動産業、物品賃貸業	58,350	6.1	61,884	6.3
宿泊業、飲食サービス業	11,374	1.2	11,469	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	6,645	0.7	6,164	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	5,577	0.6	5,485	0.6
教育、学習支援業	3,181	0.3	3,461	0.4
医療、福祉	47,072	4.9	46,358	4.7
サービス業	9,586	1.0	9,659	1.0
地方公共団体	104,560	10.8	94,191	9.6
その他	571,569	59.3	596,933	60.6
合計	963,789	100.0	984,381	100.0

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期
有価証券	243	228
債権	6,179	6,221
商品	—	—
不動産	173,584	173,795
その他	—	—
計	180,007	180,244
保証	599,261	612,421
信用	184,521	191,715
合計	963,789	984,381

支払承諾見返の担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期
有価証券	—	—
債権	27	48
商品	—	—
不動産	441	349
その他	—	—
計	468	397
保証	63	61
信用	—	—
合計	532	458

貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設備資金	617,787	64.1	620,770	63.1
運転資金	346,002	35.9	363,611	36.9
合計	963,789	100.0	984,381	100.0

中小企業等向け貸出金

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
中小企業等向け貸出金残高	754,328	764,199
総貸出金に占める割合	78.2	77.6

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期
消費者ローン	18,170	19,249
住宅ローン	466,685	475,813
合計	484,856	495,063

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	443	46	486	42
個別貸倒引当金	2,656	△ 1,210	2,947	291
合計	3,100	△ 1,164	3,434	333

貸出金償却額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
貸出金償却額	45	95

特定海外債権残高

該当ありません。

リスク管理債権額

リスク管理債権額は単体・連結ベースとも同額であります。

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,123	4,435
危険債権	7,100	8,445
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	64	61
合計	11,289	12,943
正常債権	956,304	974,886

用語のご説明

●リスク管理債権

銀行法及び同法施行規則に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の4区分に分類されます。

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

●三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

金融再生法開示債権額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,123	4,435
危険債権	7,100	8,445
要管理債権	64	61
小計(A)	11,289	12,943
正常債権	956,304	974,886
合計(総与信)(B)	967,593	987,829
開示債権比率 (A)／(B)×100	% 1.16	% 1.31
担保・優良保証(C)	8,058	9,154
貸倒引当金(D)	2,657	2,948
保全率 (C+D)／(A)×100	% 94.92	% 93.51

用語のご説明

●金融再生法開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4区分に分類されます。

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

●要管理債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権です。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。